

資 料(税率構造の見直し)

〔検討事項の課題と方向性〕

平成23年12月15日

財 務 省

社会保障・税一体改革成案及び附則 104 条（抜粋）

○ 社会保障・税一体改革成案（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）（抄）

Ⅳ 税制全体の抜本改革

（1）個人所得課税

雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、格差の是正や所得再分配機能等の回復のため、各種の所得控除の見直しや税率構造の改革を行う。給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進める。金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）附則第 104 条（抄）

個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

所得税：税率構造の見直しについて

1. 課題

個人所得課税に関しては、どの所得階層でも負担水準が低下してきているが、

- ・ 今後の消費税率の引上げ等によって中低所得者層の負担は相対的に重くなること、
- ・ 一方で、特に高い所得階層では負担が大きく低下していること、

などを踏まえ、格差の是正等の観点から、税率構造のあり方を検討する必要。

(1) 所得再分配機能の低下

- 所得水準の上昇や所得分布の平準化が見られる中で、消費税導入時以降、税率構造の大幅な累進緩和が行われてきた。
- 一方、近年の給与所得者の所得構造の推移を見ると、平均給与は低下し、全体的な所得分布は下方へシフトする傾向。さらに、上位の所得階層についてみると、特に高い所得階層はむしろ増加しており、給与収入面での格差が拡大する傾向。
- このように、累進緩和を進めてきたときとは異なる状況が顕在化している一方で、税率構造の累進性が低下したままであることにより、所得税による所得再分配機能は低下。

(2) 個人所得課税の負担水準

- 上記の結果、現行の個人所得課税の実効税率は、中低所得者層を含めて、主要諸外国に比べて相当低い水準。個人所得課税の国民負担率も、主要諸外国に比べて大幅に低い水準。

(3) 負担構造の変化

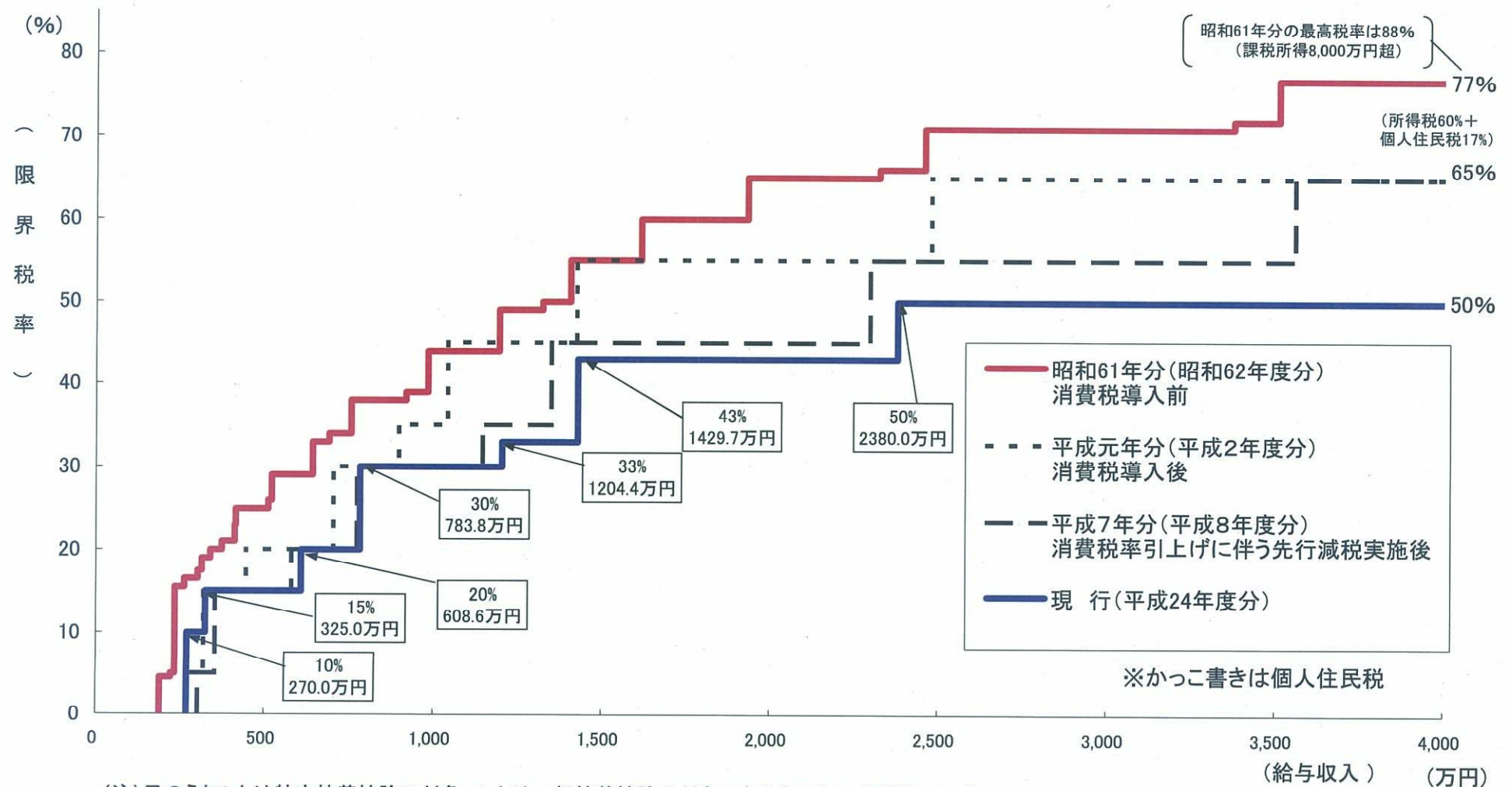
- 給与所得者の負担は、所得構造が現在とほぼ同じ姿であった平成元年に比べて、どの所得階層でも低下。
- 特に、子育て世帯については、近年の「控除から手当へ」に則した改革により、中低所得者層における負担の軽減が一定程度、実現。

(注) 平成 23 年度税制改正大綱で決定した給与所得控除の上限設定や今般の復興特別所得税を織り込む一方、子どもに対する手当を勘案したネットの負担で分析。

- このように全体的に負担は低下しているが、所得階層ごとの変化をみれば、最高税率の引下げを含む累進緩和を進めてきた結果、高い所得階層ほど負担が大きく低下。
- さらに、今後の消費税率の引上げが税制全体の累進性に与える影響を踏まえる必要。

所得税・個人住民税の限界税率(夫婦子2人の給与所得者)

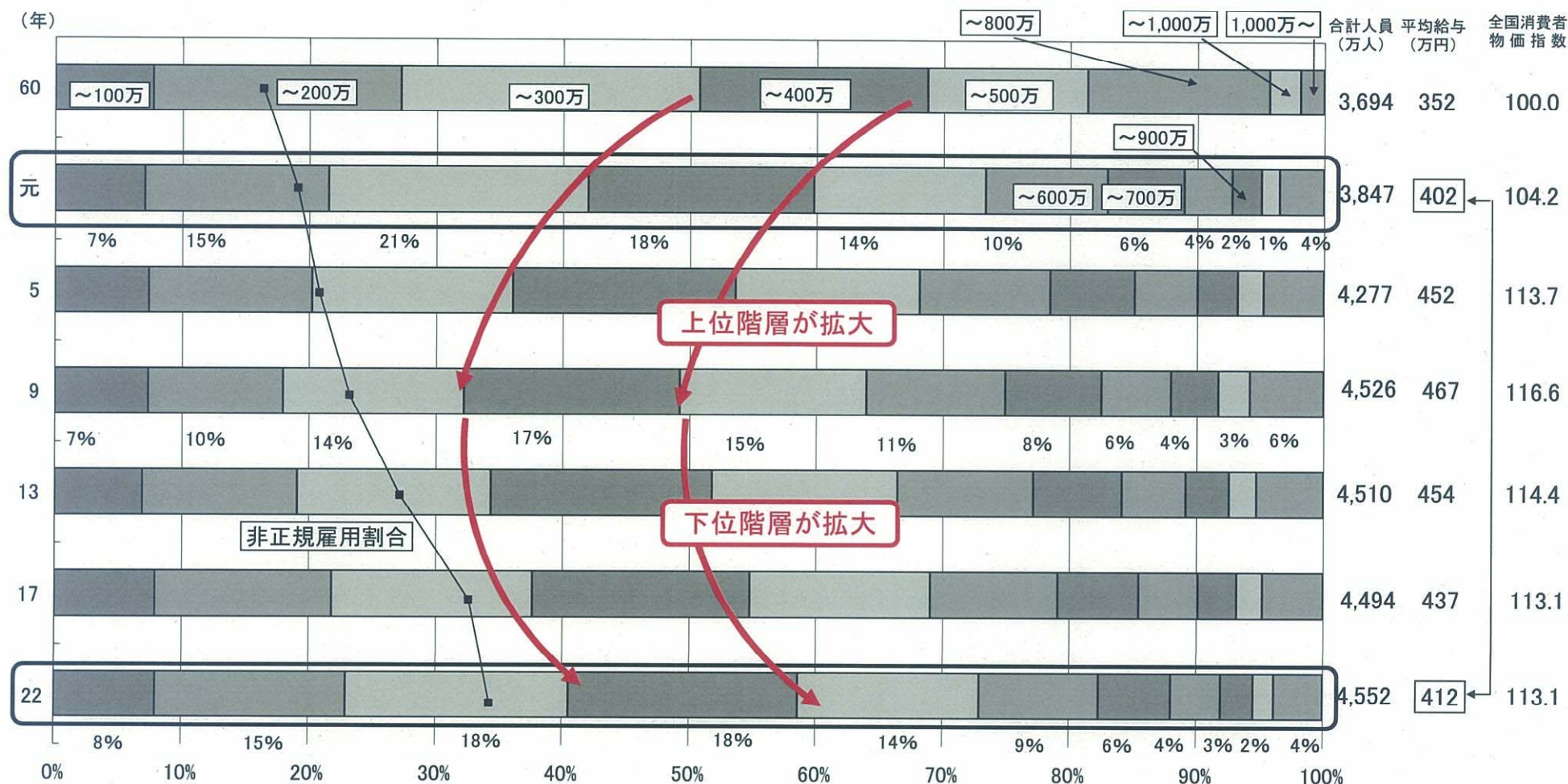
○ 個人所得課税の税率構造については、所得水準の上昇や所得分布の平準化が見られる中で、中堅所得者層の負担累増感を解消する等の観点から、消費税導入時の抜本改革以降、大幅に累進性が緩和されてきた。



(注)子のうち1人は特定扶養控除の対象、1人は一般扶養控除の対象であるものとして計算している。

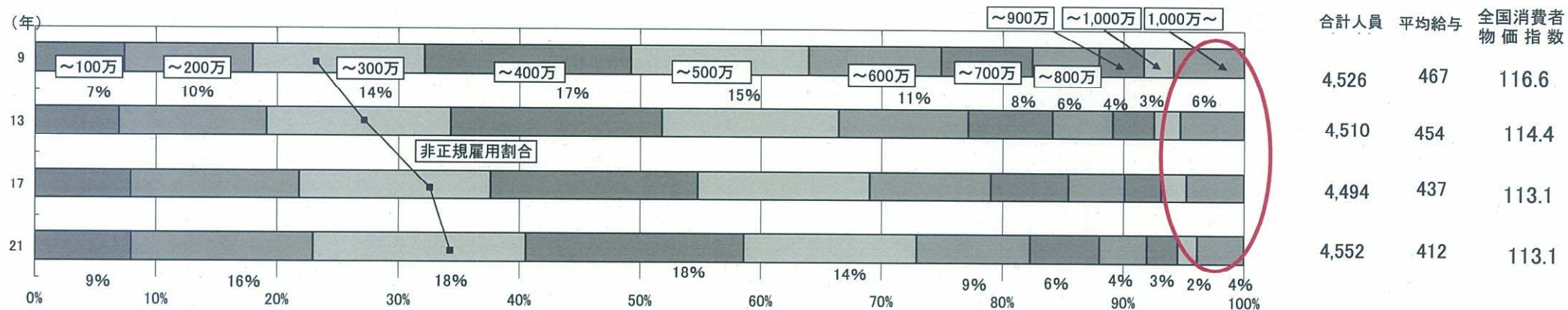
給与収入の分布の推移（昭和60年～平成22年）

- 給与分布の状況をみると、平成9年までは平均給与、高所得者の割合とも、一貫して増加。
- 一方で、平成9年以降、その傾向は逆転し、平均給与、高所得者の割合とも、一貫して低下（低所得者の割合は逆に増加）しており、累進緩和を進めたときとは異なる状況が近年、顕在化している。
- 現在の我が国の全体的な所得構造は、平成元年とほぼ同じ姿に戻っており、その一方で、税率構造は大幅にフラット化したままであるため、結果として、個人所得課税による所得再分配機能が低下している。

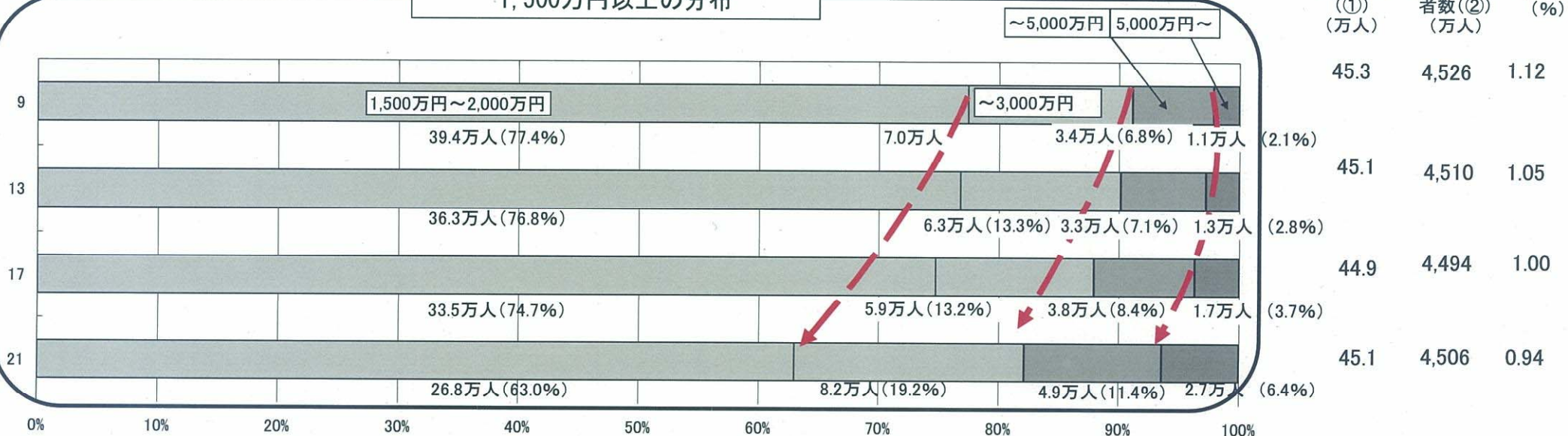


給与収入1500万円以上の分布の推移（平成9年～平成21年）

- 全体の給与収入が下方シフトする中で高い所得階層に着眼してみると、近年、2,000万円超の特に高い所得階層の割合はむしろ増加しており給与収入面からみた格差がより拡大している傾向。



1,500万円以上の分布



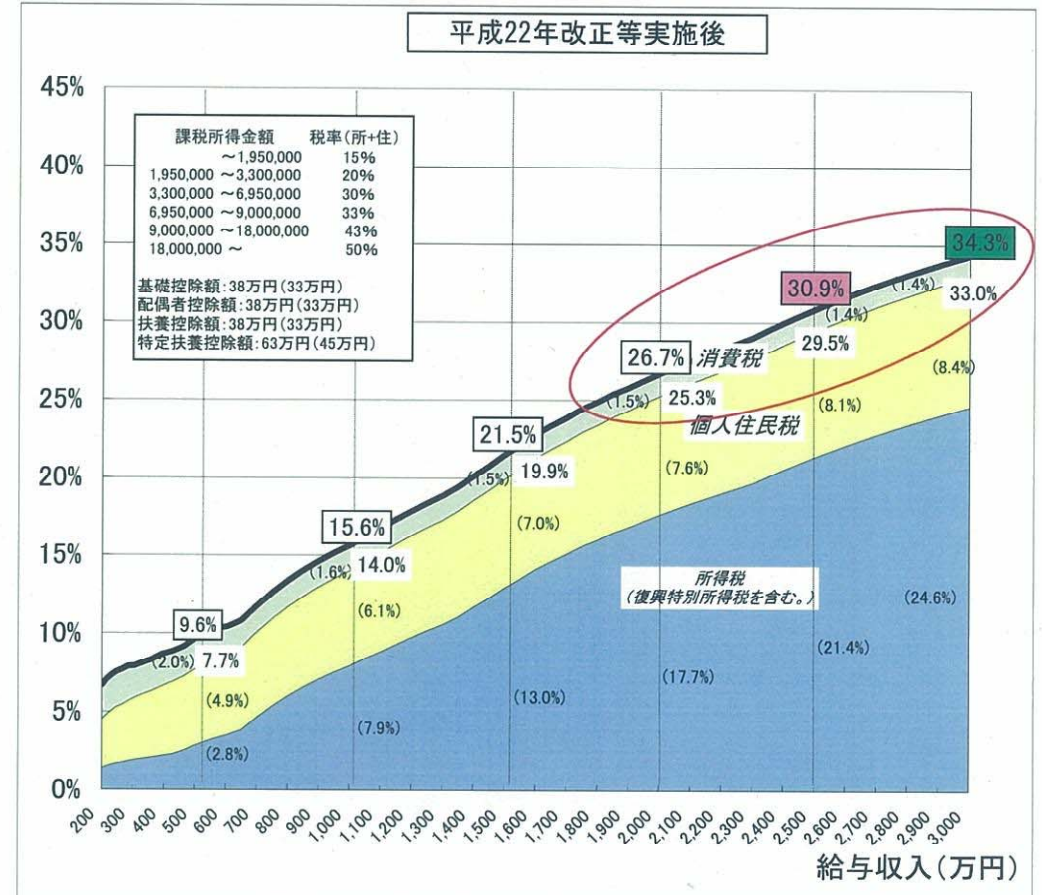
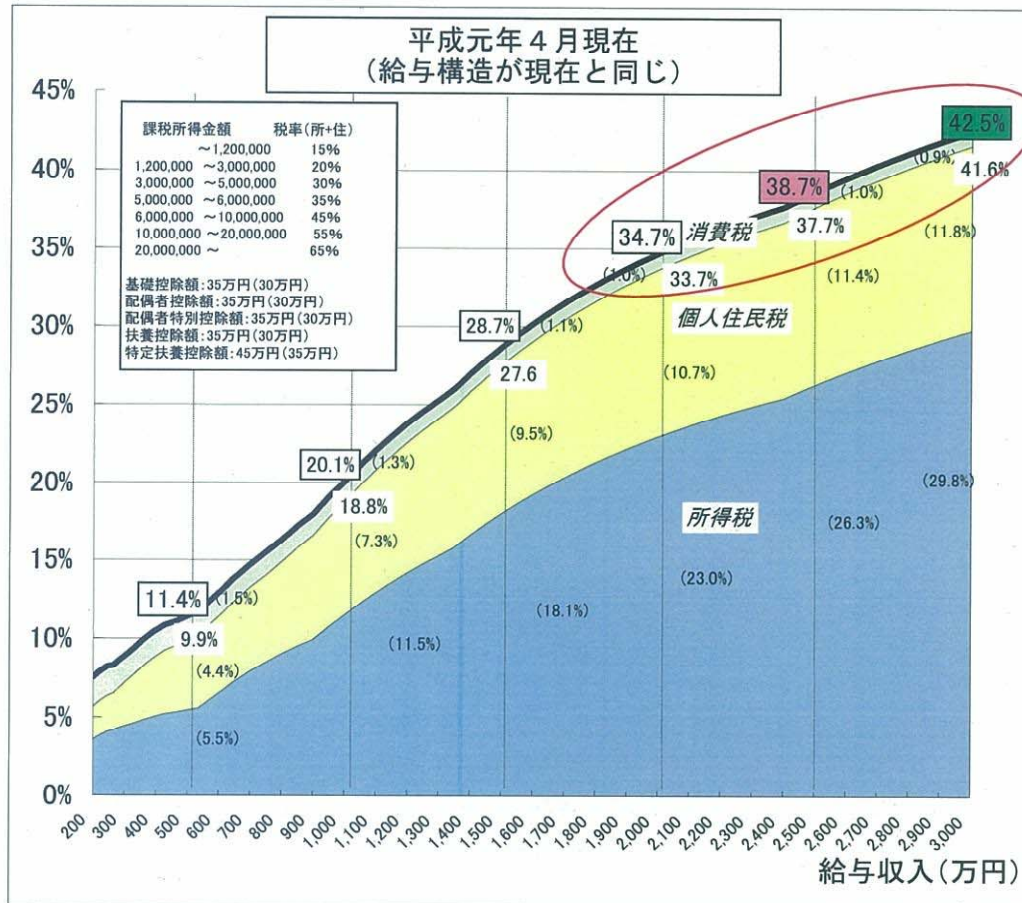
（注1） 「1,500万円～2,000万円」の階層については国税庁「民間給与実態統計調査」を基に、それ以外の階層については国税庁「申告所得税の実態」を基に作成。
 （注2） 全給与所得者数は国税庁「民間給与実態統計調査」による。

税負担の変化①

単身者

- 給与構造が現在と同じ平成元年と比べて、単身者の負担構造がどのように変化したかをみると、どの所得階層においても、消費税を含めても、税による負担は低下しており、特に高所得者層の負担は大幅に低下している。

(注)「平成22年改正等実施後」には給与所得控除の上限設定(給与収入1500万円超)及び復興特別所得税(付加税率2.1%)を織り込んでいる。



(注1) 単身の民間給与所得者で試算している。

(注2) 平成22年改正等実施後の個人所得課税(所得税・個人住民税)は、税源移譲(19年(度)から実施)後の実効税率で、以下を前提としている。

- ・所得税、住民税について、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が23年1月～、住民税が24年6月～)、給与収入1,500万円超の給与所得控除額について245万円の上限設定をし、税率構造、その他の控除は現行(平成23年現在)と同じである。
- ・復興特別所得税は、基準所得税額に2.1%を乗じて算出したものである。

(注3) 児童に対する手当等は、以下を前提としている。

- ・平成元年では、当時の児童手当(支給対象は義務教育就学前の児童のみがいる世帯に対し、第2子以降)を前提。
- ・平成22年改正等実施後では、3歳未満:1.5万円/月、3～15歳:1.0万円/月の子ども手当を前提。高校無償化による負担減は、11.88万円/年を前提としている。

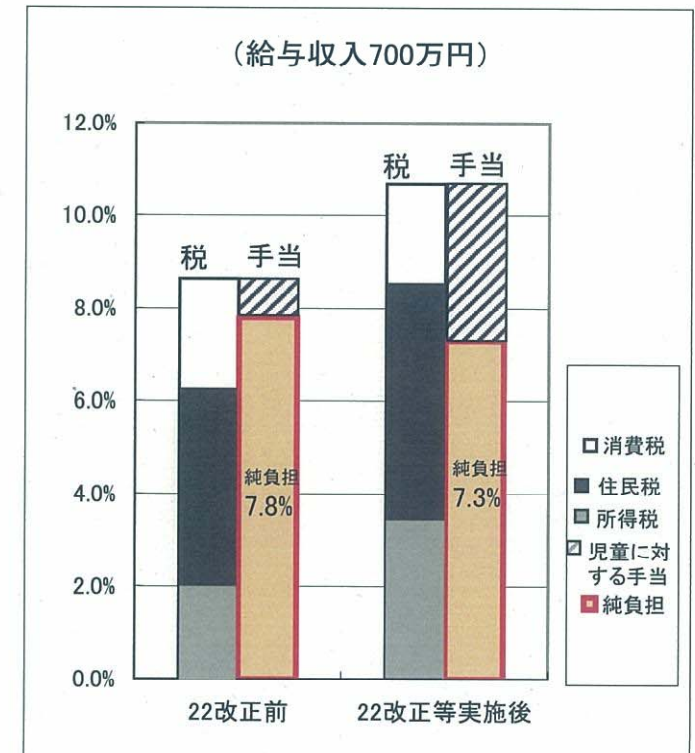
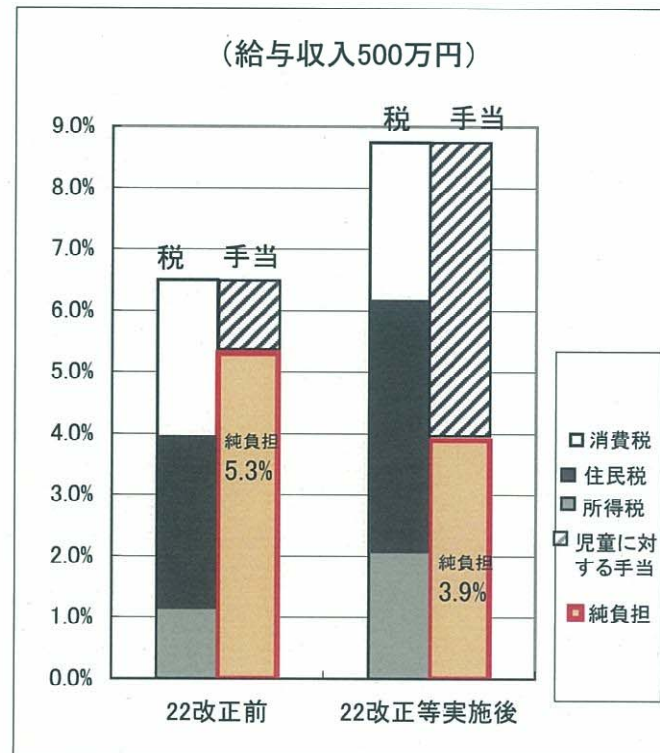
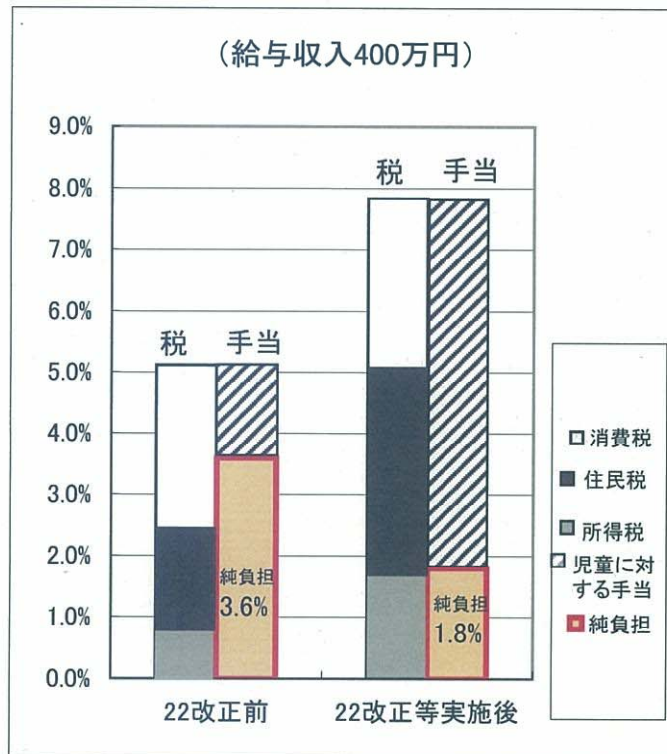
(注4) 消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入－個人所得課税－社会保険料(+子ども手当))に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合(平成元年については暫定として二人以上勤労者世帯の数値を使用している。)を乗じ、課税対象消費支出を算出し、消費税率を乗じて試算したものである。

(注5) 住民税における均等割の税率計算に当たっては人口50万人以上の都市の標準税率を使用している。また、非課税限度額の計算に当たっては、生活保護基準の1級地の基準額を使用している。

近年の取組みによる税負担と手当のネット負担の変化② (手当については23年10月～の制度)

夫婦子2人(小学生・中学生)

- 近年、「控除から手当へ」に則した改革を実施してきた結果、年少扶養控除の廃止により税負担は増加しているものの、税(=負担)と児童に対する手当(=受益)を勘案したネットの負担は、比較的所得が低い階層において、若干低下している。
- 旧児童手当では、中学生は給付措置の対象外であったため、中学生を扶養する納税者の場合、近年の改革により、比較的所得が低い階層のネット負担は大きく低下している。



(注1)「22改正前」については、手当は旧児童手当(支給対象は小学校修了前の児童で、第1・2子は0.5万円/月、第3子以降は1.0万円/月、3歳未満は第1子から1.0万円/月)を前提としている。

(注2)「22改正等実施後」についての前提は、以下の通り。

- ・所得税及び住民税について、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が23年1月～、住民税が24年6月～)。
- ・税率構造やその他の控除については現行(平成23年現在)と同じ。
- ・手当については、3歳未満:1.5万円/月、3～15歳:1.0万円/月を前提。

税負担と児童に対する手当のネット負担の変化

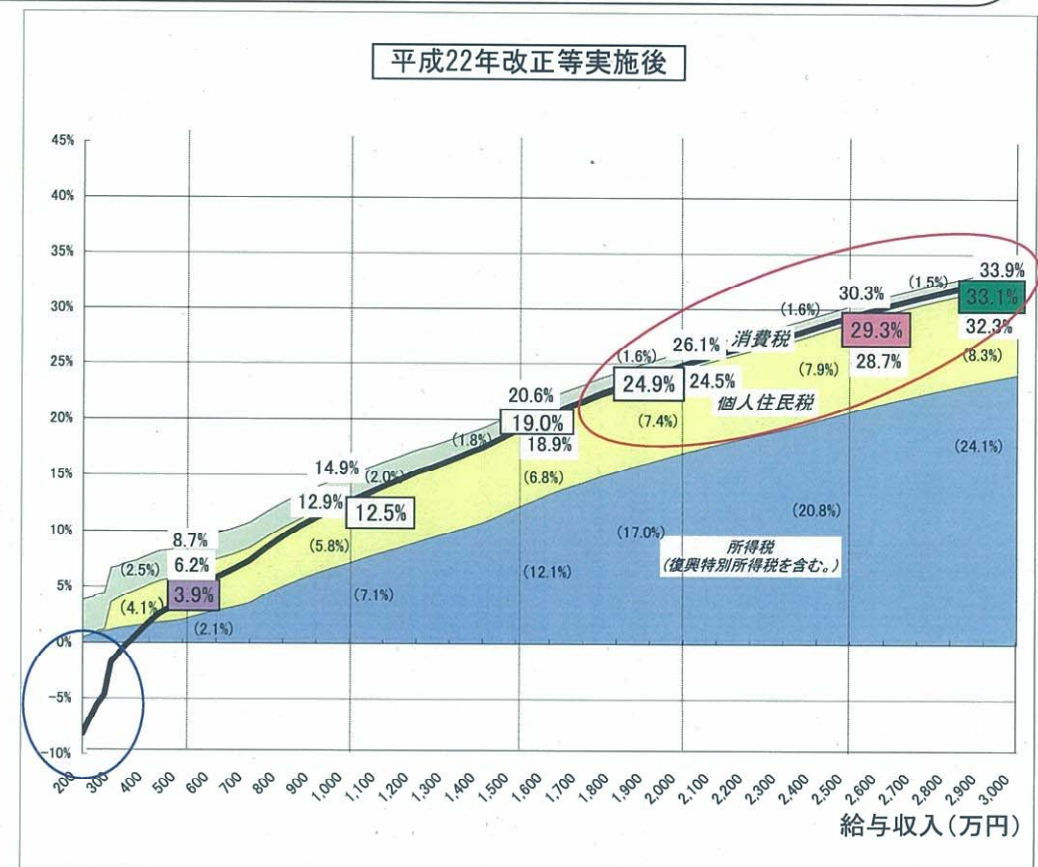
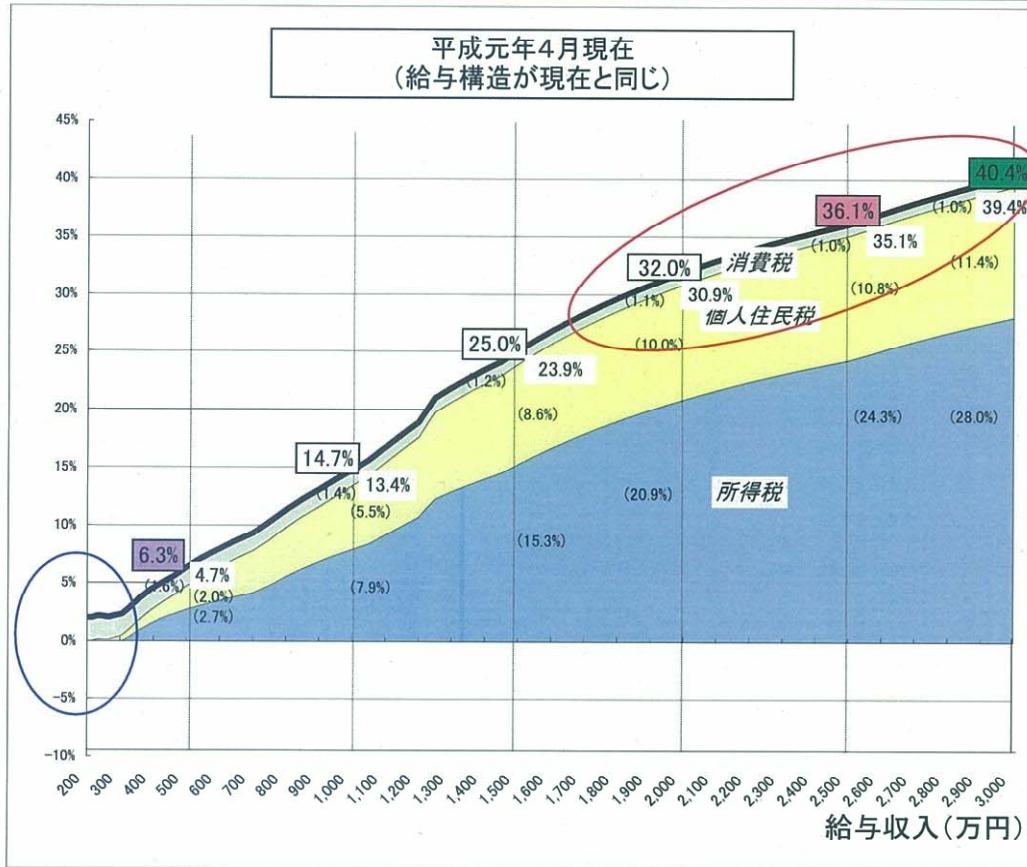
夫婦＋小学生＋中学生

- 子どもを扶養する世帯については、近年、「控除から手当へ」に則した改革を実施してきたため、負担構造を比較する際には、税(＝負担)と、手当(＝受益)を勘案したネットの負担を併せ見る必要。

(注)平成22年度改正において、子ども手当の創設にあわせて年少扶養控除を廃止し、高校実質無償化にあわせて特定扶養控除を縮減。

「平成22年改正等実施後」には、給与所得控除の上限設定及び復興特別所得税に加えて、所得税及び住民税の年少扶養控除の廃止を織り込んでいる。

- 小学生と中学生を扶養する場合、近年進められてきた手当の拡充により、所得が低い階層の負担は平成元年と比べて比較的大きく低下し、ネット負担がマイナス(＝受益が負担を上回っている)。
- 一方、高所得者層の負担が大きく低下している構造は、単身者や夫婦世帯と同じ。



(注1)夫婦2人の民間給与所得者で、子は小学生・中学生として試算している。

(注2)平成22年改正等実施後の個人所得課税(所得税・住民税)は、税源移譲(19年(度)から実施)後の実効税率で、以下を前提としている。

- ・所得税、住民税について、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が23年1月～、住民税が24年6月～)、給与収入1,500万円超の給与所得控除額について245万円の上限設定をし、税率構造、その他の控除は現行(平成23年現在)と同じである。
- ・復興特別所得税は、基準所得税額に2.1%を乗じて算出したものである。

(注3)児童に対する手当は、以下を前提としている。

- ・平成元年では、当時の児童手当(支給対象は義務教育就学前の児童のみがいる世帯に対し、第2子以降)を前提。
- ・平成22年改正等実施後は、3歳未満:1.5万円/月、3～15歳:1.0万円/月の子ども手当を前提。

(注4)消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入－個人所得課税－社会保険料(子ども手当))に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合を乗じ、課税対象消費支出を算出し、消費税率を乗じて試算したものである。

(注5)住民税における均等割の税率計算に当たっては人口50万人以上の都市の標準税率を使用している。また、非課税限度額の計算に当たっては、生活保護基準の1級地の基準額を使用している。

2. 改革の方向性

特に高い所得階層の方について、一定の負担をお願いし、消費税を含めた税制全体としての累進性を確保することとしてはどうか。

- 主要諸外国と比べても、わが国における個人所得課税の実効税率や国民負担率は相当低い水準にあり、所得税について、全体としての負担水準をこれ以上低下させることについては、慎重に考える必要。
- 一方で、
 - ・ 平成 25 年から実施される復興特別所得税による負担、
 - ・ 平成 24 年度税制改正において導入することとしている給与所得控除の上限設定、
 - ・ 今後の消費税率の引上げが税制全体の累進性に与える影響、
 - ・ さらに、社会保険料負担が段階的に引き上げられてきていること、を併せ考えれば、中低所得者層を含めた幅広い所得階層に対して累進性を強化することについても慎重に考える必要。

- こうした点を踏まえてもなお、特に高い所得階層については、格差の是正及び所得再分配機能の回復を図る観点から、一定の負担をお願いし、消費税を含めた税制全体としての累進性を確保することが考えられるのではないか。

(参考) 主要諸外国においても、リーマンショック後の経済・金融危機に伴う厳しい財政状況を背景として富裕層に対する課税を強化する動きが見られる。

欧州諸国における最近の施策に係る富裕層向けの課税強化措置の概要(未定稿)

欧州諸国においては、リーマンショック後の経済・金融危機に伴う厳しい財政状況を背景として、最近、富裕層に対する課税を強化する動きが見られる。

フランス

財政赤字削減計画(2011年8月発表。11月現在、①②は法律として成立、③は議会審議中)

- ① 資本所得に係る社会保障関連諸税の税率引上げ(12.3%→13.5%)(11年分～)
- ② 個人が5年超保有する不動産の譲渡益に係る軽減措置の一部廃止(12年2月1日～)
- ③ 高所得者(単身:25万ユーロ、夫婦:50万ユーロ)に対する新規の所得課税(税率3%)(12年分～)^(注1)

追加財政赤字削減計画(2011年11月発表、11月現在、下記の措置等について議会審議中)

- 利子・配当に係る分離課税の税率引上げ(19%→24%)(12年分～)

イタリア

第2次財政健全化策(2011年9月発表。同月に法律として成立)

- ① 所得税付加税(30万ユーロを超える所得に対して3%)の導入(11年～13年の時限措置)
- ② キャピタルゲイン(国債を除く)に係る所得税の税率引上げ(12.5%→20%)(12年～)

スペイン

富裕税の復活に関する勅令法(2011年9月発表。同月に成立・施行)

- 富裕税(70万ユーロを超える資産に対して0.2～2.5%)の復活^(注2)(11年、12年の時限措置)

ポルトガル

財政健全化策(2011年8月発表。11月現在、議会審議中)

- ① 所得税付加税(15.3万ユーロを超える所得に対して2.5%)の導入(12年、13年のみの時限措置)
- ② 株式市場におけるキャピタルゲインにかかる所得税を20%から21.5%に引上げ

(注1)財政赤字対GDP比が3%になるまでの時限措置。なお、課税最低限の金額は、下院財政委員会で採択されたもの。

(注2)富裕税は1991年に導入されたが、2009年に廃止されていた。